

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 養命酒製造株式会社

【英訳名】 YOMEISHU SEIZO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塩澤 太朗

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03(3462)8111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 上野 晴彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】 03(3462)8111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 上野 晴彦

【縦覧に供する場所】 養命酒製造株式会社 大阪支店
(大阪市福島区吉野4丁目24番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

平成26年6月27日の当社第96回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,150,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,150,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、第19条の取締役の員数を現在の8名以内から10名以内に増員するものであります。

(2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第28条(社外取締役との責任限定契約)及び第36条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

(3) 上記変更併せて条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、川村昌平、塩澤太朗、田中英雄、吉松敬雄、神林 敬、大森 勉、清水政明、丸山明彦、宮下克彦及び白井汪芳の10氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

補欠として宮下久宜氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名に対し、取締役賞与総額3,700万円を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	22,586	43	0	(注)1	可決 95.66
第2号議案 定款一部変更の件	22,359	270	0	(注)2	可決 94.70
第3号議案 取締役10名選任の件					
川村 昌平	22,264	362	0		可決 94.31
塩澤 太朗	22,317	309	0		可決 94.53
田中 英雄	22,316	310	0		可決 94.53
吉松 敬雄	22,318	308	0		可決 94.54
神林 敬	22,318	308	0	(注)3	可決 94.54
大森 勉	22,318	308	0		可決 94.54
清水 政明	22,311	315	0		可決 94.51
丸山 明彦	22,311	315	0		可決 94.51
宮下 克彦	22,311	315	0		可決 94.51
白井 汪芳	22,312	314	0		可決 94.51
第4号議案 監査役1名選任の件	22,410	219	0	(注)3	可決 94.92
第5号議案 取締役賞与支給の件	22,520	109	0	(注)1	可決 95.38

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
4 賛成割合の計算方法
当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の割合

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上